

スポーツ仲裁に関する規程

2021年5月29日 理事会制定

- 1 特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会の決定に対する競技者等の不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附則

この規程は、2021年5月29日より実施する。